

平成29年 第11回

# 仙北市農業委員会総会議事録

平成29年10月6日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成29年10月6日(金)午前9時00分

2. 開催場所 西木庁舎総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (23人)

1番 高橋政敏 3番 野中秀人

4番 佐藤孝典 5番 平岡裕子

6番 佐藤和 7番 千葉惣永

8番 青柳良信 9番 齋藤瑠璃子

10番 佐藤二郎 12番 門脇博美

13番 藤村紀章 14番 辻均

16番 大石温基 17番 佐藤善栄

18番 草薨隆 19番 山本實

20番 山手善美 21番 田村博美

22番 真崎純孝 23番 大石知

24番 糸井淳 26番 鈴木八寿男

27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (4名)

2番 藤村隆清 11番 沢山純一

15番 倉橋重基 25番 藤原由悦

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

## 第 5

### 1. 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等に関する取得)の規定による届出について

### 2. 議 事

#### (1) 議案第53号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

#### (2) 議案第54号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

#### (3) 議案第55号

仙北市空き家に付属した農地の農地指定申請について

#### (4) その他

### 第 6 閉 会

## 6. 事務局職員

局 長 浅 利 喜 一 郎 係 長 檜 尾 健

## 7. 書 記

係 長 檜 尾 健

## 8. 議事録署名員

10番 佐 藤 二 郎 12番 門 脇 博 美

## 9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成29年第11回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は23名。欠席委員は4名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に10番佐藤委員、12番門脇委員兩名を指名します。会議書記には檜尾係長を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時4分)

議 長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

浅利局長 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、平成29年9月5日から10月5日まで5件の届出を受理したのち通知しております。報告1は以上です。

議 長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

檜尾係長 議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請について内容説明します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は〇〇市の〇〇(株)〇〇です。一時転用目的は工事車輛通路になります。一時転用理由については、JR田沢湖線の伏び管の老朽化に伴い、線路下を横断する工事を行うことから、一時的に工事車両が通行できるようにするとのことです。備考欄に記載しておりますが、申請地は都市計画区域内用途地域となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は〇〇県〇〇市にお住まいの〇〇さん外〇〇名、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇です。転用目的は駐車場、転用理由については、以前から職員及び来客用駐車場が不足しており、申請地を整地し、駐車場として利用するとのことです。備考欄に記載しておりますが、申請地は都市計画区域内用途地域となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇です。転用目的は、車庫及び物置、転用理由については、駐車場除雪車輛の保管等が必要なことから、申請地を整地し、車庫の建築を行うとのことです。備考欄につきましては、整理番号1番、2番と同じになります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入りますが、整理番号1番から3番につきましては、25番藤原委員から現地確認となりますが、欠席となっておりますので、事務局よりの説明を報告とします。それでは議案第53号についてご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いですので、議案第53号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請については許可することに決定します。(9時15分)

議長 次に議案第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程します。説明をお願いします。

檜尾係長 それでは議案第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の内容について説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の案件になります。所有権を移転する者は、角館町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は、角館町〇〇地区の〇〇さん、利用目的は田、売買価格は10㎡当たり〇〇円、総額〇〇円となります。自己資金の売買となります。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件になります。所有権を移転する者は、〇〇にお住まいの〇〇親権者〇〇代理人〇〇法律事務所 弁護士〇〇。所有権の移転を受ける者は西木町〇〇地区の〇〇さん、利用目的は田、売買価格は10㎡当たり〇〇円、総額〇〇円となります。自己資金の売買となります。

次に整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件になります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さん、利用目的は畑、

期間は〇〇年〇〇ヶ月、賃貸借料は10疍当たり〇〇円の年額〇〇円となります。

次に整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件になります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は西木町〇〇地区の〇〇さん、利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料は10疍当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵となります。

次に整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件になります。賃貸人は〇〇市にお住まいの〇〇さん、賃借人は〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料は10疍当たり〇〇円の年額〇〇円となります。

次に整理番号6番から整理番号10番までは再設定の案件となります。内容の説明は割愛させていただきますが、契約期間が〇〇年が〇〇件、〇〇年が〇〇件、〇〇年が〇〇件、賃貸借料の最高額が〇〇円、最低額が〇〇円となっております。前回契約内容につきましては、備考欄に記載しておりますので、参考にしてください。

次に整理番号11番以降につきましては、農地中間管理事業の案件となっております。こちらにつきましては、農用地利用調整会議において、問題は無いと判断されました案件ですので、説明を割愛させていただきます。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。再設定、農地中間管理事業の案件も含め、質問等ございませんか。

23番大石 整理番号12番、13番について質問します。12番について田の使用貸借について理由を説明願います。13番については、畑について使用貸

借、田についての10疍当たり〇〇円での年額が合わないと思いますが説明をお願いします。

議長 暫時休憩します。(9時29分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時38分)

樫尾係長 整理番号13番につきましては、角館町〇〇地区の地番について、賃貸借料の計算へ入れておりませんでした。訂正をお願い致します。年額〇〇円が〇〇円になります。申し訳ありませんでした。

議長 ほかに質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第53号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、異議無しと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第53号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画については適正と判断することとします。(9時40分)

議長 次に議案第55号仙北市空き家に付属した農地の農地指定申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾係長 議案第55号につきまして、内容の説明を致します。農地の所在につきましては、田沢湖〇〇地区、畑が〇〇筆、面積〇〇㎡、所有者及び申請者は〇〇市に在住の〇〇さんです。平成〇〇年に相続により申請農地について取得しておりますが、隣接の宅地についても同様に相続をしております。但し、申請者につきましては〇〇市に在住しており、現在は空き家となっ

ております。その為、今回仙北市空き家情報登録制度を活用し、先月の総会にて承認頂きました仙北市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準により、所有者から空き家に付属した農地指定申請書が申請されております。またこの空き家につきましても、現在〇〇市在住の方が売買を行いたいとの希望があり、交渉を行っているとのことでございます。そちらの方の名前はまだ伏せられておりますが、定年退職後にこちらに移住し、多少の農業を行いながら生活したいとの希望を持っているとのことです。

空き家につきましては、売買が成されればすぐに登記所有者等の変更はできますが、農地につきましては、現在仙北市内に在住しておらないので、農地を取得し、売買の許可がでないこととなります。そのため、この農地につきましては、条件付所有権移転仮登記を行って権利の保持を行い、仙北市への居住が確認された段階で、農業委員会への農地法第3条申請による所有権移転を行う予定となっております。但し、現状は何時頃こちらに引っ越しをされるか解らない状況となっております。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告を7番千葉委員にお願いします。

7番千葉 < 現地確認報告 >

議長 現地確認報告が終わりました。議案第55号についてご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第55号仙北市空き家に付属した農地の農地指定申請については、空き家に付属した農地として指定することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第55号仙北市空き家に付属した農地の農地指定申請については、空き家に付属した農地として指定することとします。

(9時48分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありませんか。

5番平岡 議会からは報告はありません。

議長 共済からの報告はありませんか。

10番佐藤 共済からは特にありません。

議長 土地改良区から報告はありませんか。

16番大石 土地改良区からは特にありません。

議長 農協から報告はありませんか。

18番草薨 農協からは特にありませんが、収穫について時期が遅れ気味であり、今後詳細については、次回の総会以降に報告したいと思います。

議長 次に、協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

浅利局長 協議事項につきましては、特にありません。

連絡事項の今後の日程を説明致します。

10月27日(金)農用地利用調整会義(西木総合開発センター「農林研修室」9時～)

11月2日(木)平成29年度秋田県農業委員会大会(由利本荘市「由利本荘市文化交流館カダーレ」)

11月10日(金)第12回農業委員会総会(西木総合開発センター「集会室」9時～)

次に一般社団法人秋田県農業会議会長表彰・被表彰者について

《 県表彰者規定による該当者名 他 》

樫尾係長 《 11月2日から3日の農業委員会大会を含めた研修日程についての説明 》

議長 暫時休憩します。(9時56分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(10時1分)

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成29年11回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時4分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成29年 月 日

議長 \_\_\_\_\_

署名員 10番 \_\_\_\_\_

署名員 12番 \_\_\_\_\_